

一九七〇年農業集落

類型別統計について

渡辺 兵力

はじめに

ここ数年の間に、農林省統計調査部は三種類の全国的地域統計をまとめた。すなわち、

(A)『農業地域経済地帯別報告書』（昭和四二年刊、以下A統計と略称）

(B)『市町村を単位とした・日本農業の地域構造』（全四冊、昭和四三年刊、以下B統計と略称）

(C)『農業集落類型別報告書』（全四冊、昭和四七年刊、以下C統計と略称）

である。A統計は、一九六五年・中間センサス結果を、農業地

《ノート》 一九七〇年農業集落類型別統計について

域経済地帯という地域分画視点で類型区分した地域（旧市町村単位）を集計単位にとった地域統計である。個々の市町村域という行政区域にとられずに集計しているのも、これを広域統計と呼んでよからう。ただし統計項目は農業センサス調査結果に限られている。B統計は、一九六七年に「市町村別基礎統計整理カード」（約三、三七五）を作成して、それを一九分類指標によって類型化した結果をまとめたものである。この「カード」には農業関係の統計資料の外に国勢調査や工業統計調査等も加えて整理してあるからこの統計は一種の総合的地域統計といえる。しかも、市町村という行政区域が集計単位になっているのも、これを基準地域統計と呼んでよからう。

C統計は、一九七〇年の「農家調査」と「農業集落調査」という二つのセンサスの結果を総合的にまとめた、「農業集落カード」を素材とした全国統計である。周知のように、一九七〇年センサスでは認定「農業集落」を地域単位とみなして設計されているので、「農業集落カード」自体が一つの地域・社会統計資料である。B統計の素材となった「市町村別基礎統計カード」も地域統計といってよいが、「農業集落カード」の方は市町村域より小さい地域を集計単位としているから、A統計と対照的に呼べば狭域統計ということになる。

以上のように、A・B・Cの三統計は全国統計としてそれぞれ

れ特色をもっている。しかも統計単位が広域・基準・狭域の三種になっている全国統計である。各統計に採用している統計項目、データの年次等是不揃いであるが、重要な地域農業構造要因については三統計ともに採用しているので、これら三統計を関連づけて各種の分析を行なえば、日本農業の地域構造についていろいろと興味ある問題の発見や提起が期待される。

とはいえ、このノートは三統計の分析を抜おうというのではない。表題に示したように最も新しいC統計の編成にあたって検討された、「農業集落」(II村落)の類型化(表側指標)の考え方を簡単に述べ、また、代表的な類型の分布概況を示して、現段階の農業集落の実態を知ろうというものである。

注(1) 地域単位という用語については、拙稿「地域問題についての覚書」(『本誌』第一九巻第四号)と「農村の地域単位・村落」(『本誌』第二四巻第一号)を参照。

一 農業集落類型化の視点

(イ、認定「農業集落」(約一四万)を統計単位とした全国統計であるから、農業集落自体をいくつかの類型に区分して表側指標を設定しなければならない。本来ならば、農業集落の基本的な属性(例、規模、構成、密度等)あるいは農業集落固有の性質(例、歴史性、形態等)を表側指標とした統計が編成されて

よい。たとえば、農業集落の規模別階層区分などがその代表的な指標といえよう。しかし今日の段階では、センサスの結果から農業集落規模の大小差(戸数基準)の存在を識別することはできるけれども、その差異のもっている一般的な意味については判然としない点が多い。このように表側指標区分の一般的な意味が明らかでないものを表側類型として採用するのは適当でないと考えて、今回はこれとは別の考え方で類型化を試みた。

(ロ、個々の農業集落の立地・環境的条件はすべての農業集落に関わる条件であるから、立地・環境的条件のちがいをあらわすいくつかの指標を組み合わせて類型を設定していく方法をとった。この方法による類型化を(1)基本類型系列と呼び、三種の類型を設定した。

つぎに、農業集落に関わる問題毎に類型を設定することにした。今日、何を重要な農業集落問題とするかが一つの問題であるが、今回は(i)地域政策視点と(ii)農業集落の性格のちがいを示す重要条件、たとえば歴史性を反映する指標などをとらえて類型化を試みた。この方を(2)併列類型系列と呼んだ。基本類型系列では全調査対象集落を扱うが、併列類型系列の場合には類型化に該当しない調査対象集落が残ることになる。以上の二つの系列のなかで『統計』の表側指標に採用した類型化視点を列挙するとつぎのようになる。

△系 列▽

△視 点▽

(1) 基本系列

- ①基礎類型
- ②農家率別類型
- ③人口動態別類型

(2) 併列系列

- ④都市圏域別類型
- ⑤農業労働力構成別類型
- ⑥農業集落機能別類型
- ⑦土地所有形態別類型
- ⑧都市計画実施集落別類型
- ⑨農業構造改善実施集落別類型
- ⑩耕地価格別類型

以上の①～⑩外に、『統計』では表側分類指標には採用しなかったが、表頭項目の方に農業集落類型別としてつぎの六類型を設けた。

(3) 表頭類型

- ⑪出稼ぎ農家率別
- ⑫集落形態別
- ⑬居住地標高別
- ⑭便益性別
- ⑮豪雪集落
- ⑯離島集落

これら六類型も立地・環境的条件の特殊性あるいは問題性といった視点から設定したものである。

(ハ)、(1)の①～③、(2)の④～⑩の各類型の意味ないしは問題意

《ノート》 一九七〇年農業集落類型別統計について

識について概説しておく。

①基礎類型：農業集落の立地条件に直接・間接に関する四つの条件を組み合わせ、第一次～四次分類まで行なった。わが国の農業集落の大半は永い歴史的な経過を経て形成された農業的村落であるから、調査対象集落のなから少数の非農村的性格あるいは条件をもったⅢ戦後開拓集落とⅣ漁村的集落とをそれぞれ一つの農業集落類型とみなして、さきに抜きだした。その残りの村落を農村的集落と考えて、林野率（旧市町村単位の林野率基準）によってⅠ平地村（林野率七〇％以下）とⅡ山地村とに区分した。このⅠ～Ⅳ類型が第一次分類である。第二次分類（A～D）でも、高い林家率（七〇％以上）の農業集落をD山村集落としてやはりさきに抜きだし、残りについては水田率の差でA～Cの三類型（水田集落、田畑集落、畑地集落）に細分した。日本の多くの農業集落はそもそも「水田・稲作のムラ」であるといえるから、水田率のちがいが村落の性格の相違と無関係ではないという考え方と、水田率（属人的耕作地基準）は農業集落の所在地の地形的条件をある程度反映しているであろうと考えたからである。第一、二次分類はどちらかというと農業集落の自然的立地条件の差による分類である。A～D各類型をさらに第二種兼業農家の構成比によって二つに分けた。これが第三次分類である。第二種兼業農家率七〇％以上をⅡ兼業的

集落と呼び、残りをa農業的集落とした。農外兼業就業者のすべてが域外への通勤就業者であるとはいえないが、現在はその大半が通勤型就業であると推察される。したがってb型集落は都市への通勤圏内に多く分布しているよう。第四次分類としては農業集落毎の農業条件のちがいを反映し、かつ農業生産活動規模をあらわしている「農産物販売額五〇万円以上の農家の構成比」で三つの類型に細分類した。

②農家率別類型：本来の農業集落は農家を基幹的成員として形成された社会集団である。しかし最近では非農家世帯の居住の増加が目立ってきた。いずれにせよ農家率は農業集落の社会的構成を反映した指標であり、また場所によっては市街化的都市化の程度をも反映している。ただし、農業集落の居住世帯のなかには統計的概念である「農家」とはちがった土着非農家が以前から相当居住している場合があるから、農家率だけで都市化程度を速断できないことがある。分類にあたっては、第一次分類として居住世帯数（＝戸数規模）で分け、それを農家率別に区分した（第二次分類）。

③人口動態別類型：居住人口は社会集団としての農業集落の重要な要因である。したがって居住人口の増減動向は農業集落の社会構造の変化を代表する有力な指標といえよう。そこで、一九六〇年と七〇年の間の市町村の総人口の増減率で地域を分

け、さらに農業集落毎の農家人口の増減率のちがいで二〇類型に区分した。原則として人口増加集落は都市化が進展している村落であり、人口減少の激しいところは過疎化の進んでいる村落である。

(二)、一九七〇年センサスの設計の考え方では、認定「農業集落」は一つの地域でありかつ社会集団であるという想定にたった⁽²⁾。この考え方を前項の類型化系列とを対比すると、①基礎類型は農業集落の地域としての側面に着目して、その立地条件にかかわる諸指標で農業集落を分類しようとしている。それに対して、②農家率別と③人口動態別の方は、集団としての農業集落の側面から、その環境的条件のちがいで類型化を試みる考え方にたっている。すなわち、②と③の指標は、膨張しつつある都市と各農業集落との関係の位置のちがいを間接的に示していると考えられる。また、②農家率は都市化程度の静態的な類型指標であり、③人口動態（一九六〇～七〇年）は都市化作用の動態類型指標といえよう。

(ホ)、併列類型系列としてとりあげた④～⑩の各類型化視点の意味はつぎのとおりである。

④都市圏域別類型……最近の新しい地域政策構想として圏域形成というのが問題になってきている。ここでは地域構造を特定の都市の都市圏域としてとらえ、各農業集落が都市と結びつ

いている状況を普通の交通方法による所要時間距離の差で区分した。

⑤農業労働力構成別類型：農業集落の若壮年労働力の残存率の高低によっても当該農業集落の農業生産活動の潜在力を推察できるという考え方になって、「三九歳以下の農業就業者」数の構成比のちがいで区分した。

⑥農業集落機能別類型：農業集落調査は、農業集落は他の隣接する農業集落との間に原則として地理的境界（境界内を領域と呼ぶ）があるという想定で計画された。そこで、調査対象をこの領域の「明」、「不明」によって第一次的分類を行ない、さらに原型的村落にちかい農業集落であれば以前から実施していたと考えられるところの共同作業（村仕事）を「行なっている」か「行なっていない」かで二分した。そして「行なっている」集落については村落共同体的性格の残存をあらわすと思われる「全戸出役」のかたちから次第に変質してきているいくつかの作業形態によって細分類した。なお、共同作業として道普請を指標とした理由は、村落の基本的な土地保全機能はいわゆる「村仕事」として行なわれる道普請に端的にあらわれると考えたからである。

⑦土地所有形態別類型：農地改革以前における土地所有形態の如何は、今日の農業集落の社会的諸性格に依然として大きい

《ノート》 一九七〇年農業集落類型別統計について

影響を与えているであろうという考えにもとづいて、戦前（昭和十一年）における主要成員（Ⅱ農家）の土地所有階層構成のちがいをとらえて類型区分した。この指標は村落の社会構造の歴史性のちがいをとらえた分類ともいえる。

⑧都市計画実施集落別類型：調査時点（昭和四十七年九月三〇日に修正）において都市計画法による計画地域（市街化区域、市街化調整区域）内にある農業集落とその外にあるものとの区分をした。

⑨農業構造改善実施集落別類型：「農基法」による農業構造改善事業の実施の有無で区分をした。

⑩耕地価格別類型：農地（Ⅱ水田、一〇アール当たり）を農地として売買したとき（昭和四四年内）の売買価格の高低によって区分した。

以上の諸類型のうち、④、⑧および⑨は政策視点の分類で、⑥、⑦は農業集落の歴史性の視点にたった分類である。また⑤と⑩とは農業集落固有の性質による類型化である。⑪、⑬類型についてはとくに説明を必要としない。各類型の区分基準については稿末の「農業集落類型区分基準表」を参照されたい。

（ヘ）、「農業集落カード」に記載してある統計項目は非常に多彩であって、そのすべてを『統計表』にまとめることは事実上不可能である。また、農業センサスの結果として別の『報告書』

第1表 表頭項目(I) 表頭指標

区 分		表 頭 項 目	区分
(A) 戸 数	①	* 総戸数	1
	②	* 農家数	1
	③	* 専兼別農家数	2
	④	* 経営耕地規模別農家数	4
	⑤	農産物販売金額別農家数	6
	⑥	農産物販売収入1位部門別農家数	10
	⑦	林家数	1
	⑧	漁家数	1
	⑨	出稼ぎ農家数	1
	⑩	老人のみの農家数	1
(B) 人 口	⑪	* 総人口	1
	⑫	産業別就業人口(40年)	3
	⑬	* 農家人口(総人口)	1
	⑭	* 同上 (16歳以上)	1
	⑮	* 農業就業人口	3
	⑯	* 仕事を主とする農業就業人口	2
(C) 土 地	⑰	* 経営耕地および耕地以外の土地面積	6
	⑱	* 作物別収取穫面積	7
(D) 機械・家畜	⑲	* 施設園芸農家数	1
	⑳	動力耕耘機・トラクター台数	1
	㉑	* 家畜飼養頭数	4
(E) 生 産 性	㉒	農家1戸当たり農産物販売額	1
	㉓	耕地10アール当たり 同上	1
	㉔	農業就業者1人当たり 同上	1

注. * の項目は昭和35・45年表示, 他は昭和45年.

にすでにまとめてあるものも多い。そこで、この『報告書』では(1)基本類型系列の①・②・③の視点を表側指標とした統計表を中心として、農業集落の農業経営構造を構成する主要要因を表頭項目とする統計の編成と、各種の分類法による農業集落の分布統計とを作成した。なお、『統計表』の表頭項目に採用した諸指標は第1表(①～㉔)と第2表(①～㉓)にかかげた項目である。第1表の方は各項目の実数をあげ、第2表の方は各種農業集落の数を示してある。『統計表』は農業集落類型別に、農業経営構造お

第2表 表頭項目(Ⅱ) 各種農業集落数

区 分		項 目 名 (集落数)	分類数
(A) 構 造	①	総農業集落数	1
	②	人口増減率別	16
	③	農業構造改善実施	1
	④	土地改良実施	1
	⑤	集団的土地転用	1
	⑥	耕地に植林	1
(B) 成 熟	⑦	農家率別	7
	⑧	林家率別	4
	⑨	出稼ぎ農家率別	4
	⑩	農業就業者のうち39歳以下の割合別	6
(C) 歴 史 性	⑪	集落境界の明・不明別	5
	⑫	共同作業の実施方法別	5
	⑬	農地改革前の土地所有形態別	5
(D) 生 産 性	⑭	農業就業者1人当たり農産物販売額別	5
	⑮	農家1戸当たり 同 上	6
	⑯	農地10アール当たり 同 上	7
	⑰	水稻10アール当たり収量別	5
(E) 立 地	⑱	居住地標高別	3
	⑲	田10アール当たり売買価格別	8
	⑳	田3.3m ² 当たり 同上	7
	㉑	建設業屋外日雇賃銀別	5
(F) 環 境	㉒	D I D都市までの所要時間別	5
	㉓	最寄駅・バス停までの所要時間別	5
	㉔	夜間救急加療までの 同上	4
	㉕	小学校までの距離別	4
	㉖	国・県道通過	1
	㉗	根雪期間1ヵ月以上	1
	㉘	公害による紛争のあった	1

よびその機能（生産性表示）を表示することを目指して編成し、他は農業集落類型の分布概況をまとめることに努めた。そこで、農業経営構造構成要因としてとりあげた項目を第1表の項目と対比すると、つぎのようになる。

△要因△

△内容△

△該当する第1表中の表頭項目番号△



地域農業構造は一定の入力に対応して出力をだす。それが農業集落の農業生産機能であって、それは各種の生産性（②、③、④）でとらえられている。

注（2）『一九七〇年世界農業センサス・農業集落調査報告書』（農林省統計調査部）の「農業集落の概念」参照。

二 農業集落類型の分布

（イ）「農業集落調査」（一九七〇）にさいして、北海道については都府県とちがった条件で調査対象を認定しているので、以下、都府県（内地）の農業集落（約一三万五千）を対照として

検討する。なお、認定「農業集落」域外に所在する農家は「農家調査」では調査対象にしているが、「農業集落調査」の方では調査していない。ために両調査の総農家戸数は一致しない。

また、前回のセンサスにおける認定「農業集落」を今回の調査にあたって修正しているために、農業集落総数を二回のセンサス（一九六〇年、一九七〇年）の間で比較することができない。この期間において都市化、過疎化の進展があったから農業集落の増加ということはありえず減少しているのが実態と推察されるが、正確な減少数は確認できないわけである。

（ロ）基礎類型の分布と構成（第315表）

認定「農業集落」域の総人口の割合（昭和四〇年・「国調」）は約五五％である。世帯数の割合（四五年基準）は約四〇％となっている。すなわち、日本列島のなかで認定「農業集落」域に国民の約四割強が生活している。すなわち地域として農業集落域はなかなか重要なところといわざるをえない。

基本類型系列の基礎類型（I、IV、A、D、a、b）を併列的にならべて、全国（都府県）の各農業集落型の分布を概観すると、第3表①欄のようになる。I農村の平地村型集落域が七・六・八％、A・B水田率五〇％以上の集落が六〇・四％、a農業集落が七〇％である。すなわち、I、A・B、a型という農業集落が今日の日本における最も普通の類型といえよう。

第3表 基礎類型別農業集落の構造要因のシェア（昭和45年）

（単位：％，1,000）

類型区分	① 農業集落	② 総戸数	③ 農家戸数	④ 稲作農家 戸数	⑤ 総人口 （40年）	⑥ 農家人口	⑦ 農業就業 人口	⑧ 耕地面積	⑨ 水田面積	⑩ 農産物 販売額 100万円 以上の農 家戸数
I 平地村	76.8	85.5	81.6	84.8	85.5	82.0	83.6	84.0	85.8	92.4
II 山地村	18.7	10.3	45.0	13.4	10.6	13.8	13.1	11.8	11.8	5.9
III 漁村	2.1	0.3	0.3	1.6	3.1	3.2	2.2	2.0	1.6	1.9
IV 開拓村	1.8	*	0.1	0.5	0.8	0.9	1.1	2.0	0.9	2.2
A 水田集落	37.3	44.8	39.6	55.6	44.2	40.3	38.3	40.8	54.8	46.4
B 田畑集落	23.1	27.8	25.9	19.7	26.9	26.3	26.8	24.7	19.5	23.4
C 畑地集落	9.0	13.7	9.9	1.1	13.2	9.8	10.2	9.1	2.3	11.3
D 山村集落	26.1	10.5	20.3	21.9	11.7	9.5	21.5	21.3	21.2	15.2
a 農業的集落	70.0	58.2	72.0	77.2	58.9	72.3	79.9	82.0	82.5	92.2
b 兼業的集落	25.6	37.2	23.8	21.3	37.0	23.3	16.8	13.8	15.1	4.2
計（集数）	135	11,218	5,069	2,749	54,364	24,905	9,671	4,171	2,739	590

第4表 基礎類型別農業集落の構造要因動向

類型区分	増 減 指 数 (昭35～45年)								⑨ 農業基幹 労力男女 比 (45年)
	① 総戸数	② 農家戸数	③ 総人口 (40年)	④ 農家人口	⑤ 農業就業 人口	⑥ 農業基幹 労力	⑦ 耕 地	⑧ 水 田	
I 平地村	124	89	108	79	72	59	94	95	85
II 山地村	98	88	91	74	66	52	94	94	73
III 漁村	90	80	95	69	55	49	88	102	85
IV 開拓村	133	86	112	79	79	68	98	200	96
A 水田集落	124	92	108	80	70	54	94	100	83
B 畑集落	125	89	106	78	72	62	93	98	85
C 畑地集落	135	84	117	74	72	65	90	84	96
D 山村集落	90	92	89	77	72	58	98	102	78
a 農業的	116	92	102	79	70	63	97	102	87
b 兼業的	129	84	113	74	58	35	77	87	62
計	120	90	106	78	71	58	94	100	83

第5表 基礎類型別農業集落の各種農家率

(単位：%)

類型区分	① 農家率	② 2種兼業農家率	③ 稲作農家率	④ 林家率	⑤ 出稼農家率	⑥ 農産物販売額100万円以上農家率	⑦ 老人のみの農家率	⑧ 生産性比較	
								1戸当たり	107ルール当たり
I 平地村	43.2	49.0	56.2	43.7	6.2	12.9	1.8	107	103
II 山地村	63.6	59.9	50.2	85.6	13.0	5.2	2.4	65	80
III 漁村	41.0	72.4	29.6	54.0	20.4	4.6	2.6	51	76
IV 開拓村	49.0	27.5	29.4	39.2	15.4	25.5	18.5	180	88
A 水田集落	45.5	50.0	74.8	31.7	5.5	13.5	1.3	107	105
B 畑集落	42.3	50.0	41.6	43.7	5.9	10.5	2.1	94	98
C 畑地集落	32.6	46.7	5.8	44.5	5.8	13.3	3.0	120	119
D 山村集落	87.7	44.6	58.6	100.0	13.1	8.8	2.4	94	90
a 農業的集落	55.1	39.7	52.7	49.3	8.1	14.9	1.9	120	105
b 兼業的集落	28.7	70.7	47.9	52.4	4.5	2.1	2.1	41	71
計	45.6	50.1	54.2	50.0	7.6	11.7	2.0	100 [486]	100 [59]

注. ③の稲作農家率とは稲作部門収入第1位の農家の構成比. ⑧の生産性比較とは、農産物販売額の1戸当たり，107ルール当たりの数値を，全国平均＝100として比較したものの。

これら各類型の農業集落における農業構造主要構成要因(家・人・土地)のシェアを概観したのが第3表である。農村的・平地村型集落が各要因の八割以上を占めている。また、注目すべきはD山村集落がほぼ二割を占めている点である。山村地域的重要性を示しているよう。さらに、b兼業的集落が農家戸数、農家人口で二割以上のシェアでありながら、農業就業人口、耕地(水田)面積では一五%前後であることも注目される。

第3表は昭和四五年の現状であるが、過去一〇年間の構造各要因の動向を第4表に示した。全体として農村地域では総戸数、総人口が漸増し、農業就業人口、農耕地面積が漸減しているという動きのなかで、農業集落の各類型地域がそれぞれ違った動向を示していることが伺える。このなかで、Ⅲ漁村、C畑地集落、b兼業的集落各類型では農家戸数・人口、農業労働力が激減していることが注意をひく。観察期間は稲作が相対的に重視されてきた時期であるからこのような構造要因の動きはうなずける。またI平地村とA水田集落とはきわめて類似の動きをしている。I・A型は日本の農業集落を代表する類型であって、その動向もまた代表的といつてよからう。

農業基幹労働力の男女比(女Ⅱ一〇〇)八五というのが平均的な姿であるが、漁村、兼業的集落ではとくに女性化が目立っている。

基礎類型の各型の静態的特色を各種の条件の農家の構成比で示したのが第5表である。①、②欄の相対的ながいについてはとくに説明を必要としないが、③の稲作農家率では、平均五四%という数値は注目してよい。日本の代表的農業集落を「イナ作のムラ」と理解することは妥当といえよう。またD山村集落でも五八%という点に注目したい。すなわち、日本では「山村」も、山地の「イナ作のムラ」である。にもかかわらず、どの類型にも相当な林家があることに注目したい。Ⅱ山地村、D山村集落がたかい林家率を示すのは当然であるが、I平地村、A水田集落、a兼業的集落においても四割前後の林家率を示していることは、日本の山林のもつ特異な意味を暗示している。

⑥の「農産物販売額百万円以上の農家率」の相対的にたかい類型(I、IV、A、C、a)はうなずけるが、Ⅲ「開拓村」型が非常に高率なことが注目される。今日までつづいている戦後開拓村が、商品生産農業としてかなり高水準のものになっていることを物語っている。他方において、⑦の「老人のみの農家率」が開拓村の場合に非常に高率であることは注意をひく。

(ハ、農家率、人口動態別類型の分布(第6表))

農家率は農業集落の所在している場所の環境の条件の差異を反映する類型化基準であるが、今の段階でも、大半の農業集落(約六三%)は農家率七〇%以上である。「農業集落調査」結果

第6表 農家率別、農家人口増減率別類型比較

類 型	区 分	(1) 農業集落 構成比 (%)	(2) 農家戸数		(3) 農業就業人口		(4) 生産性比較	
			増減	%	増減	%	1戸当り た	10アール 当り
農 家 率 別	1) 10% 未満	3.4	64	2.2	52	1.8	61	105
	2) 10～30%	8.9	78	8.4	61	6.9	64	98
	3) 30～50	9.6	85	10.5	65	9.0	75	100
	4) 50～70	15.3	94	17.1	69	15.9	90	102
	5) 70～90	32.7	89	36.3	73	37.3	108	102
	6) 90% 以上	30.0	95	25.7	76	28.9	121	98
農 家 増 減 率 別	① 増 加	3.1	116	2.5	92	2.5	112	103
	② (－) 0～25%	50.9	95	69.0	75	71.8	112	103
	③ (－) 25～50	31.6	81	26.9	64	24.6	75	90
	④ (－) 50%以上	0.4	47	19.8	36	1.4	42	78

の平均規模は農家戸数三七戸、農家率四六%といわれたが、実態としては農家率七〇%以上の農業集落が多く、五〇%以下は二割にすぎない。農家率一〇%以下というところは景観的には市街地的なところであり、(2)戸数、(3)労力、(4)生産性の各指標の動向や水準をみても農村・農業地域として縮小の方向にある。農家率七〇%以上の農業集落は、①平地村、②農業的集落と類似の性格をもっているといえる。

農家人口の増減動向は農業集落の構造変化を示し、かつその所在する場所的条件とも関連があるが、日本の農業集落の大半が人口減少地域（農村化地域）にあることが確認できた。農家人口の増加している農業集落は例外的存在といえよう。全体の六割を占める②「(一)〇～二五%」という農業集落、いいかえれば農家人口の年減少率二～三%というのが今日の農業集落の代表的な姿で、農家戸数、農業就業人口が漸減過程にありながらも、相対的にたかい農業生産性を維持しているといえる。一〇年間に二五%を超える農家人口の減少という条件は農業集落の農業構造に重大な諸影響を与えていると思われる。ために、その機能（農業生産性）がかなり低くなっている。人口論的にいっても、二五%以上の減少率は過疎化段階にあると判断される。約三割に近いこれら過疎化農業集落については、より詳しい実態を究明して、特別な対策が必要であらう。

付・「農業集落類型区分基準表」

① 基礎類型

付・「農業集落類型区分基準表」

① 基礎類型

(第1次)	(第2次)	(第3次)	(第4次) 農業規模		
I 平地村	A 水田集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小		
		b 兼業的集落	1 2 3 大中小		
		B 田畑集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小	
			b 兼業的集落	1 2 3 大中小	
			C 畑地集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小
				b 兼業的集落	1 2 3 大中小
		D 山村集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小	
			b 兼業的集落	1 2 3 大中小	

II 山地村	A 水田集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小	
		b 兼業的集落	1 2 3 大中小	
		B 田畑集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小
			b 兼業的集落	1 2 3 大中小
	C 畑地集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小	
		b 兼業的集落	1 2 3 大中小	
	D 山村集落	a 農業的集落	1 2 3 大中小	
		b 兼業的集落	1 2 3 大中小	
		III 漁村		
		IV 開拓村		

基準区分	第1次分	平地村	農業集落の所在する旧市町村の林野率が80%未満
		山地村	農業集落の所在する旧市町村の林野率が80%以上
		漁村	当該農業集落の総戸数に対する漁家数の割合30%以上
		開拓村	戦後開拓集落
	第2次分	水田集落	当該農業集落の総耕地面積に対する水田の割合70%以上
		田畑集落	当該農業集落の総耕地面積に対する水田の割合30～70%
		畑地集落	当該農業集落の総耕地面積に対する水田の割合30%未満
		山村集落	当該農業集落の総戸数に対する林家数の割合70%以上
	第3次分	農業的集落	当該農業集落の総農家数に対する第2種兼業農家の割合70%未満
		兼業的集落	当該農業集落の総農家数に対する第2種兼業農家の割合70%以上
	第4次分	農業規模大	当該農業集落の総農家数に対する農産物販売額50万円以上の農家割合70%以上
		農業規模中	当該農業集落の総農家数に対する農産物販売額50万円以上の農家割合30～70%
農業規模小		当該農業集落の総農家数に対する農産物販売額50万円以上の農家割合30%未満	

③ 人口動態別類型

市町村の人口増加率 (35年～45年)	集落の農家人口増加率 (35年～45年)
(+)50%以上	(+) 0～増加 (-) 0～25% (-) 25～50% (-) 50%以上
(+) 0～50%	(+) 0～増加 (-) 0～25% (-) 25～50% (-) 50%以上
(-) 0～20%	(+) 0～増加 (-) 0～25% (-) 25～50% (-) 50%以上
(-) 20～40%	(+) 0～増加 (-) 0～25% (-) 25～50% (-) 50%以上
(-) 40%以上	(+) 0～増加 (-) 0～25% (-) 25～50% (-) 50%以上

区分基準	市町村の人口増加率	当該農業集落の所在する市町村の45年総人口÷35年総人口×100
	集落の農家人口増加率	当該農業集落の45年農家人口÷35年農家人口×100

② 農家率別類型

総戸数 (45年)	農家率 (45年)
9戸以下	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上
10～24戸	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上
25～49戸	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上
50～99戸	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上
100～149戸	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上
150戸以上	10% 未満 10% 30% 30% 50% 50% 70% 70% 90% 90% 以上

区分基準	総戸数	1970年センサス農業集落調査による総戸数(農家+非農家)
	農家率	当該農業集落の農家数(45年)÷同総戸数×100

⑤ 農業労働力構成別類型

農業就業者のうち 39歳以下の割合	集落カードへの プリント
10 % 未 満	1
10 ~ 20 %	2
20 ~ 30 %	3
30 ~ 40 %	4
40 ~ 50 %	5
50 % 以 上	6

区分基準	当該農業集落の農業就業人口 (45年)のうち、39歳以下の 農業就業人口割合(男女計)
------	---

⑥ 農業集落の共同作業による類型

(第1次) 集落領域	(第2次) 共同作業(道ぶしん)
明	共 同 作 業 全戸出役 出不足金をとる 日当を支払う その他 集落で人を雇う 集落で管理していない
不 明	共 同 作 業 全戸出役 出不足金をとる 日当を支払う その他 集落で人を雇う 集落で管理していない

区分	集落領域	集落全体の領域の明・不明
基準	共同作業 (道ぶしん)	一般道の道ぶしんの実施方法別

注. 北海道を除く。

④ 都市圏域別類型

(第1次) DID 人口規模	(第2次) DID 人口増減	(第3次) 時 間 距 離
5万人未満	増 加 (新設を含む)	30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上
	減 少	30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上
5～10万人		30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上
10～30万人		30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上
30～100万人		30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上
100万人以上		30分未満 30分～1時間 1～2時間 2時間以上

DID 都 市 に 関 係 が な い

	DID 人口規模	昭和40年国勢調査による人口 集中地区の人口
区分基準	DID 人口増減	同上のうち、5万人未満の DID の増減指数(新設は 増加に含む)
	時間距離	農業集落から DID 都市ま での、通常の交通手段によ る所要時間

注. DID (Densely Inhabited Districts) とは、国勢調査における人口集中地区のことで、ここでは昭和40年国勢調査の人口集中地区とした。

人口集中地区とは、市町村の区域内で人口密度4,000人以上の調査区が互に隣接して、人口5,000人以上となる地域であり、都市的地域つまり広義の市街地を区分するために設定されている。

⑩ 耕地価格別類型

田の耕地売買価格 (10アール当たり)			
20	万	円	未 満
20	～	30	万 円
30	～	40	万 円
40	～	50	万 円
50	～	70	万 円
70	～	100	万 円
100	万	円	以 上
不			明

区分基準	当該農業集落の属地による、 田の耕地を耕地としての売買 価格（45年）
------	---

⑪ 出稼ぎ農家率

(第1次) 林 野 率		(第2次) 出稼ぎ農家率	
平 地 村		30	% 未 満
		30	～ 50 %
		50	～ 70 %
		70	% 以 上
山 地 村		30	% 未 満
		30	～ 50 %
		50	～ 70 %
		70	% 以 上
漁 村		30	% 未 満
		30	～ 50 %
		50	～ 70 %
		70	% 以 上
開 拓 村		30	% 未 満
		30	～ 50 %
		50	～ 70 %
		70	% 以 上

区分基準	第1次区分	基礎類型の第1次区分と 同じ
	出 稼 ぎ 率 農 家 数	当該農業集落の総農家数 (45年)に対する出稼ぎ農 家の割合

⑦ 土地所有形態別類型

戦前における耕地所有	
ほとん ど農	所有者が大地主 所有者が { 在部落地主 中小地主 } 部落外地主
	ほとんど自作農
	小作農・自作農混在

区分基準	農地改革前（大正末期～昭和 初期）の土地所有形態
------	-----------------------------

注. 北海道を除く。

⑧ 都市計画実施集落別類型

新 都 市 計 画	
	市 街 化 区 域 (A)
	市 街 化 調 整 区 域 (B)
	(A)・(B)の両方に該当 該 当 し な い

区分基準	新都市計画による当該農業集 落の地域指定
------	-------------------------

⑨ 農業構造改善実施集落別類型

農業構造改善事業実施の有無	
	実 施 し た
	実 施 し な い

区分基準	当該農業集落の属地による農 業構造改善事業の実施の有無
------	--------------------------------

⑭ 便 益 性

10 便益指標のうち			
8	つ	以	上
7	つ	に	該
6	つ	に	該
5	つ	に	該
3	～	4	つ
1	～	2	つ
該	当	な	し

区分基準 (便益性指標)	道路事情 (国道・県道が通っていない)
	道路事情 (自動車が乗り入れできない)
	交通機関 (最寄り駅, バス停までの所要時間 30 分以上)
	通信事情 (電話がない)
	行政機関までの時間 (役場までの所要時間 1 時間以上)
	医療事情 (夜間救急時に加療まで 1 時間以上)
	教育 (小学校まで 4 km 以上)
	積雪 (積雪による道路の通行不能日数 30 日以上)
	標高 (500 m 以上)
	離島

⑮ 豪雪集落

自動車通行不能日数			
支	障	な	し
29	日	以	下
30	～	59	日
60	～	99	日
100	日	以	上

区分基準	当該農業集落の幹線道路が、積雪による自動車の通行不能日数
------	------------------------------

⑫ 集落形態

集 落 形 態	
散	在 (山場)
散	居 (平場)
集	居
密	居
区分基準	当該農業集落の形態による区分

⑬ 標 高

居 住 地 域 の 標 高	
	300 m 未満
	300 ～ 400 m
	400 ～ 600 m
	600 ～ 800 m
	800 ～ 1,000 m
	1,000 m 以上
区分基準	当該農業集落の居住地域の標高

⑩ 離島集落

離島振興法指定	
指 定 離 島	指 定 外 離 島
区分基準	離島振興法の指定の有無